

関東弁護士会連合会規約

第1章 総 則

第1条 本会は関東弁護士会連合会と称する。

第2条 本会は東京高等裁判所管内（以下管内と称する）の弁護士会をもって組織する。

第3条 本会は事務所を、東京都千代田区霞が関1丁目1番3号に置く。

第4条 本会は次の事項を行うことを目的とする。

- (1) 日本弁護士連合会及び管内弁護士会の連絡に関する事項
- (2) 管内弁護士相互間の協力及び懇親を目的とする事項
- (3) 司法の改善，発達並びに人権擁護及び社会正義の実現に関する事項
- (4) 管内弁護士の品位及び地位の向上並びに学術の研究に関する事項
- (5) 司法修習生の修習方法に関する事項
- (6) 前各号に関連する事項

2 前項の目的を達成するため，必要に応じ委員会をおくことができる。

第2章 理事及び監事

第5条 本会に理事43名乃至45名，監事2名を置く。

2 理事及び監事の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし，重任を妨げない。

第6条 管内弁護士会は，毎年3月31日までに，それぞれ会長を含めて次の員数の理事を選出し，本会に届け出なければならない。

- | | |
|---|--------|
| (1) 東京弁護士会 | 11名 |
| (2) 第一東京及び第二東京弁護士会 | 各5名 |
| (3) 神奈川県・埼玉・千葉県・茨城県・栃木県・群馬・
静岡県・山梨県・長野県及び新潟県弁護士会 | 各2名 |
| (4) 前各号の弁護士会から | 2名乃至4名 |

第7条 本会に理事長1名，常務理事23名乃至25名を置き，常務理事のうち1名を副理事長とする。

2 理事長，副理事長及び常務理事は理事会に於いて互選する。

第8条 理事長は本会を代表し，会務を処理する。

2 副理事長は，理事長が欠けたとき，又は事故があるとき理事長の職務を行う。

3 常務理事は理事長を補佐し会務を統理する。

第9条 理事長又は副理事長若しくは常務理事が欠けたときは，理事会は直ちに後任者を選任しなければならない。

2 理事が欠けたときは，その理事を届出た弁護士会は直ちに後任の理事を選出し，本会に届出なければならない。

3 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条の2 理事長及び副理事長に報酬を支給する。

2 前項の報酬に関し必要な事項は，規則をもって定める。

第 10 条 管内弁護士会は毎年 3 月 31 日までに次の員数の監事を選出し、本会に届出なければならぬ。

(1) 東京、第一東京及び第二東京弁護士会 1 名

(2) 神奈川県・埼玉・千葉県・茨城県・栃木県・群馬・
静岡県・山梨県・長野県及び新潟県弁護士会 1 名

2 監事は本会の財務を監査する。

3 監事が欠けたときは、第 9 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

第 3 章 理事会及び常務理事会

第 11 条 理事は理事会を組織し、次の事項を審議する。

(1) 理事長、副理事長及び常務理事の選任に関する事項

(2) 予算、決算その他財務に関する事項

(3) 本規約の改正に関する事項

(4) その他、理事長が相当と認める事項

2 理事は各 1 個の議決権を有する。

3 理事は理事会の議場において、又は理事会の議場と映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）により、審理及び議決権を行使することができる。ただし、通信システムの故障等により、映像及び音声の識別が困難となった場合は、当該困難となった事項については通信システムにより審理及び議決に加わることができない。

4 理事長は、理事会の意見を聴いて、前項の審理及び議決権の行使方法に関して指定することができる。

5 理事は他の理事に委任して議決権を行使することができる。

第 12 条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が選任されるまで前理事長が理事会を招集する。

2 理事会の招集は 5 日以前に通知することを要する。ただし、緊急の場合は期間を短縮することができる。

第 13 条 理事長は理事会の議長となる。

2 理事会の議事は、8 以上の管内弁護士会所属の理事が出席（通信システムにより審理及び議決に加わる場合及び第 11 条第 5 項の方法による議決権行使をする場合を含む。以下同じ。）し、かつその出席理事の過半数でこれを決める。可否同数のときは否決とする。

3 理事会の議事については、議事録を作り、これに議長及び議長の指名した出席理事 2 名以上が署名する。

第 14 条 理事長及び常務理事は常務理事会を組織し、次の事項を審議する。

(1) 第 4 条に掲げた事項の実施に関する事項

(2) 弁護士大会に関する事項

(3) 日本弁護士連合会又は官公庁から諮問があった事項

(4) 管内弁護士会から提案があった事項

(5) 委員会の設置、組織、権限その他運営に関する事項

(6) 本会職員の勤務条件に関する事項

(7) その他、理事長が相当と認める事項

- 2 理事長及び常務理事は、各1個の議決権を有する。
- 3 第11条第3項から第5項まで、第12条及び前条の規定は常務理事会に準用する。

第4章 弁護士大会

第15条 理事長は常務理事会の議を経て、毎年1回定期弁護士大会及び必要に応じて臨時弁護士大会を招集する。

- 2 定期弁護士大会の開催月日及び開催地は前年度の定期弁護士大会において決定する。
- 3 弁護士大会の議事については別に定める大会議事規程による。

第5章 会 計

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 管内弁護士会は、毎年度会費として、次の各期日までに各金額を納入しなければならない。

- (1) 毎年度5月末日までに、毎年度4月末日現在の弁護士である所属会員数に金4,200円を乗じた金額
- (2) 毎年度1月末日までに、毎年度12月末日現在の弁護士である所属会員数に金2,100円を乗じた金額

2 前項の弁護士である所属会員数は、日本弁護士連合会会則第95条の4の規定により同連合会会費を免除されている弁護士である会員を除くものとする。

第6章 規約の改正

第18条 本規約を改正するには理事の過半数が出席し、かつ第13条第2項による理事会の決議を経た上で、3分の2以上の管内弁護士会の同意を要するものとする。

附 則

- 1 この規約は、日本弁護士連合会の承認(昭和29年7月17日)があった日から効力を生じる。
- 2 昭和29年に推挙された理事の任期はその推挙された日から昭和30年4月30日までとする。
- 3 昭和29年の会計年度は第15条の承認があった日から始まる。
- 4 第13条中「金500円」を「金900円」とする改正は昭和48年5月1日より施行する。
- 5 第13条中「金900円」を「金1,200円」とする改正は昭和50年度の会計年度より施行する。
- 6 昭和57年に推挙された監事の任期は、その推挙された日から昭和58年4月30日までとする。
- 7 規約第13条中「金3,500円」を「金5,000円」とする改正は昭和63年5月1日より施行する。
- 8 会則第4条第1項、第2項、第5条第2項、第6条、第9条第2項、第3項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第2項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第2項、第3項、第15条、第16条、第17条並びに附則1条ないし7条の改正規定は、昭和63年5月1日より施行する。

- 9 規約第7条中「常務理事9名」を「常務理事18名」とする改正は平成3年4月1日より施行する。
- 10 第6条ないし第10条、第3章の章名、第11条、第12条及び第14条ないし第18条の改正規定は平成4年4月1日から施行する。
- 11 第17条中「金5,000円」を「金6,500円」とする改正は平成7年4月1日より施行する。
- 12 第3条の改正規定は、平成7年8月1日から施行する。
- 13 第17条の改正規定は、平成12年4月25日から施行する。
- 14 第5条から第7条までの改正規定は、平成12年10月20日から施行する。
- 15 第5条から第7条までの改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
(平成13年12月19日理事会承認、平成14年1月18日改正日・第18条同意書到達)
- 16 第17条第1項の改正規定は、平成19年9月末日から施行する。
- 17 平成19年度において第17条第1項(1)に定める金額を充足させるための経過措置として、管内弁護士会は、平成19年4月末日現在の所属会員数に金1,083円を乗じた金額を、平成19年10月末日までに納入しなければならない。
(平成19年8月23日理事会承認、平成19年9月13日改正日・第18条同意書到達)
- 18 第9条の2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月17日理事会承認、平成23年2月10日改正日・第18条同意書到達)
- 19 第10条第3項及び第17条第1項第2号の改正規定は、平成25年2月7日から施行する。
(平成24年12月21日理事会承認、平成25年2月7日改正日・第18条同意書到達)
- 20 第5条第1項、第6条第1号、同条第2号及び第7条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年1月16日理事会承認、平成26年2月10日改正日・第18条同意書到達)
- 21 第6条第3号及び第10条第1項第2号の改正規定は、平成28年4月1日に遡って施行する。
(平成28年4月5日理事会承認、平成28年7月7日改正日・第18条同意書到達)
- 22 第5条第1項、第6条第4号及び第7条第1項の改正規定は、平成31年3月29日から施行する。
(平成31年3月19日理事会承認、平成31年3月29日改正日・第18条同意書到達)
- 23 第17条第1項第1号、同項第2号及び同条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(令和元年12月20日理事会承認、令和2年1月16日改正日・第18条同意書到達)
- 24 第11条第3項から第5項まで(新設)、第13条第2項及び第14条第3項の改正規定は令和3年4月1日から施行する。
(令和3年3月23日理事会承認、令和3年3月29日改正日・第18条同意書到達)